

現地調査先候補リスト(案)

【いわゆる「ごみ屋敷条例」・要綱の整備】

NO.	都道府県	自治体名	都市制度	人口	面積	概要
				(万人)	(km ²)	
1	秋田県	秋田市	中核市	31.6	906.1	【条例制定】 ・「秋田市住宅等の適切な管理による生活環境の保全に関する条例」を2016年9月に制定 ・支援要綱を策定
2	福島県	郡山市	中核市	33.5	757.2	【条例制定、代執行の実施】 ・「郡山市建築物等における物品の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」を2015年10月に制定 ・2016年3月に条例に基づく行政代執行を実施 ・従前は、廃棄物条例（2006年改正）にて対応
3	東京都	世田谷区	特別区	90.3	58.1	【条例制定】 ・「世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例」を2016年3月に制定 ・支援要綱を策定・公表 ・従前は、廃棄物条例（2003年改正）にて対応
4	東京都	中野区	特別区	32.8	15.6	【条例制定】 ・「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」を2017年6月に制定
5	東京都	荒川区	特別区	21.2	10.2	【条例制定】 ・「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」を2008年12月に制定 ・不適切な多頭飼養に対処する必要性から制定に至る
6	東京都	練馬区	特別区	72.2	48.1	【条例制定】 ・「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を2017年7月に制定
7	東京都	足立区	特別区	67.0	53.3	【条例制定】 ・「足立区生活環境の保全に関する条例」を2012年10月に制定 ・支援実施要綱および委託実施要綱を策定・公表
8	神奈川県	横浜市	指定都市	372.5	437.5	【条例制定】 ・「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」を2016年9月に制定 ・支援要綱および判定基準を策定・公表 ・従前は、廃棄物条例（2007年・2012年改正）にて対応
9	神奈川県	鎌倉市	一般市	17.3	39.7	【条例制定のための検討委員会の設置】 ・2017年1月、ごみ屋敷対策検討委員会を設置 ・2017年度の条例制定を目指す
10	愛知県	名古屋市	指定都市	229.6	326.5	【プロジェクトチーム・担当の新設】 ・2015年12月にプロジェクトチームをつくり、条例制定に向けて検討中（ただし、2017年6月末時点でも制定に至らず） ・環境局に「住居の不良堆積物対策の推進担当」を新設
11	愛知県	豊田市	中核市	42.3	918.3	【条例制定、（代執行の実施）】 ・「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」を2016年3月に制定 ・なお、同条例制定前の2010年・2013年に市道上のごみについて、代執行を実施（根拠法は不明）
12	京都府	京都市	指定都市	147.5	827.8	【条例制定、代執行の実施】 ・「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を2014年11月に制定 ・2015年11月に条例に基づく行政代執行を実施
13	大阪府	大阪市	指定都市	269.1	225.2	【条例制定】 ・「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」を2013年12月に制定 ・支援要綱を策定・公表
14	兵庫県	神戸市	指定都市	153.7	557.0	【条例制定】 ・「神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例」を2016年6月に制定
15	鹿児島県	曾於市	一般市	3.7	390.1	【要綱制定】 ・「曾於市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する要綱」を2016年3月に策定

【空家特措法・空き家条例による対応】

NO.	都道府県	自治体名	都市制度	人口	面積	概要
				(万人)	(km ²)	
16	埼玉県	草加市	施行時特例市	24.5	25.1	【空き家条例によるヨコ出し】 ・2016年9月に制定した「草加市家屋及び土地の適正管理に関する条例」の中で、「不良状態物件」と位置付け
17	埼玉県	八潮市	一般市	8.3	14.3	【空き家条例によるヨコ出し】 ・2016年6月に制定した「八潮市まちの景観と空家等の対策の推進に関する条例」の中で、「特定居住物件等」と位置付け
18	東京都	新宿区	特別区	33.4	18.2	【空き家条例によるヨコ出し】 ・2013年6月に制定した「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」の中で、「管理不全な土地・建物」と位置付け
19	東京都	<u>品川区</u>	特別区	38.7	22.8	【空家特措法等に基づく行政代執行】 ・2016年5月に、空家特措法及び区条例に基づき、行政代執行を行い、敷地内・建物内のごみを撤去（建物所有者は、近隣の公園などで生活）

【福祉的側面からの対応策の実施・検討】

NO.	都道府県	自治体名	都市制度	人口	面積	概要
				(万人)	(km ²)	
20	東京都	<u>品川区</u>	特別区	38.7	22.8	【成年後見制度の活用】 ・品川成年後見センターを2002年に設置 ・後見活動（区長申立て等の実施）や後見人に対する支援活動、市民後見人の育成などを実施 ・区長申立てが年間約50件
21	東京都	北区	特別区	34.1	20.6	【アウトリーチ事業の実施】 ・2012年度より「高齢者あんしんセンターサポート医事業」を実施 ・認知症サポート医であり地域で在宅医療を行っている医師を地域ごとに配置（現在は5人体制） ・高齢者あんしんセンター（正式名称：地域包括支援センター）は、直営型1か所と委託型16か所が設置
22	東京都	西東京市	一般市	20.0	15.8	【消費者センターと地域包括支援センターの連携】 ・2014年度より、消費者センターと地域包括支援センターとの連携を強化 ・さらに、ケアマネージャーや権利擁護センター等とのより広い連携につながる
23	神奈川県	川崎市	指定都市	146.2	133.2	【相談取扱要綱の策定】 ・「民有地等に関する地域的困難課題に係る相談取扱要綱」を2008年12月に策定
24	静岡県	静岡市	指定都市	62.2	103.9	【相談窓口の設置】 ・2015年度に葵区役所において、試行的なごみ屋敷相談窓口を設置
25	大阪市	<u>大阪市</u>	指定都市	269.1	224.2	【精神科医によるアウトリーチ事業】 ・市内各区に精神科医を1人配置し、必要に応じて派遣
26	大阪府	豊中市	中核市	39.5	36.4	【社会福祉協議会のCSWを中心とした支援】 ・2004年より、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置 ・2006年2月、「ごみ屋敷リセットプロジェクト」（現「福祉ゴミ処理プロジェクト」）が設置
27	大阪府	池田市	一般市	9.3	9.8	【成年後見制度の活用】 ・地域包括支援センターにおいて成年後見制度の利用促進の取組み ・2013年度より市民後見人の養成事業
28	兵庫県	宝塚市	施行時特例市	21.5	24.8	【成年後見制度の活用】 ・宝塚成年後見センターを2009年に設置（運営主体がNPO） ・宝塚市の委託事業からは2015年度末で撤退

【コミュニティソーシャルワーカー／地域福祉コーディネーターを配置している自治体】

・仙台市 ・さいたま市 ・千葉市 ・豊島区 ・調布市 ・相模原市 ・藤沢市 ・新潟市 ・燕市 ・南アルプス市 ・浜松市
・豊川市 ・長久手市 ・京都市 ・大阪府内全市 ・神戸市 ・玉野市 ・福岡市 ・浦添市

※ゴシック体・下線は法務的対応と福祉的対応の両方を行っている自治体、ゴシック体は第1回研究会等で委員から希望があった自治体
※自治体掲載順序は順不同。

※人口及び面積については、総務省「平成27年国勢調査」（平成27年10月1日時点）による。